○彦根市まちづくり推進事業総合補助金交付要綱

(平成19年3月30日告示第99号)

改正 平成20年4月1日告示第71号

平成25年4月1日告示第84号 平成28年3月28日告示第61号 平成30年3月30日告示第73号

平成27年3月31日告示第59号 平成29年4月1日告示第107号 令和元年6月19日告示第27号の4 令和2年5月15日告示第124号の2 令和3年4月1日告示第153号

平成24年4月25日告示第103号

令和3年12月1日告示第264号

(趣旨)

第1条 市長は、自治会等(その名称にかかわらず地域住民が自主的に結成する町内 会およびその連合体をいう。以下同じ。)が、地域の連帯感および自治意識の向 上を図り、自治会活動の活性化と地域社会の健全な発展のために行うまちづくり 推進事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に 関しては、彦根市補助金等交付規則(平成19年彦根市規則第15号)に定めるものの ほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、別表第1に該当する事業とする。

(補助金基本額等)

第3条 補助基本額および補助率は、別表第2のとおりとする。

(交付申請)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、彦根市まちづくり推進事業総 合補助金交付申請書(別記様式第1号)に関係書類を添えて、市長が定める日まで に市長に提出しなければならない。
- 2 複数の自治会等により構成する連合体が前項の規定により別表第1の2の項に規 定する事業に係る申請をしたときは、当該連合体を構成する自治会等において は、当該事業に係る交付申請はできないものとする。 (交付決定)
- 第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を 審査し、適正であると認めたときは、彦根市まちづくり推進事業総合補助金交付 決定通知書(別記様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更申請等)

- 第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた自治会等(以下「補助事業者」 という。)は、事業内容の変更(軽微なものを除く。)を行おうとするとき、また は当該事業を中止し、もしくは廃止しようとするときは、彦根市まちづくり推進 事業総合補助金事業(変更・中止・廃止)申請書(別記様式第3号)を市長に提出し なければならない。
- 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。 (実績報告)
- 第7条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたと きを含む。)は、速やかに彦根市まちづくり推進事業総合補助金実績報告書(別記 様式第4号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正で あると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、彦根市まちづくり推進事 業総合補助金確定通知書(別記様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、彦根市まちづくり 推進事業総合補助金交付請求書(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(概算払等)

- 第10条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、 交付決定額の10分の6以内の額を概算払により交付することができる。
- 2 概算払を受けようとする補助事業者は、第5条の規定による交付決定通知後、彦根市まちづくり推進事業総合補助金概算払交付申請書(別記様式第7号)に理由を付して市長に提出しなければならない。

(概算払の額の確定)

第11条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、交付すべき時期および補助金の額を確定し、彦根市まちづくり推進事業総合補助金概算払確定通知書(別記様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(概算払の交付)

第12条 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、彦根市まちづくり推進事業概算払交付請求書(別記様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(補助金交付決定の取消しまたは返還)

- 第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、もしくは変更し、または期限を定めて既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。
 - (1) 補助事業を中止したとき。
 - (2) 虚偽の申請により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (3) 補助金を使用せず、またはこの要綱に違反したとき。
 - (4) その他この補助金の交付を決定する場合に付けた条件に違反したとき。 (その他)
- 第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日等)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

(彦根市コミュニティ活動推進事業補助金要綱等の廃止)

- 2 次に掲げる告示は、廃止する。
 - (1) 彦根市コミュニティ活動推進事業補助金交付要綱(昭和63年彦根市告示第35号)
 - (2) 彦根市自治会等活動保険加入補助金交付要綱(平成12年彦根市告示第104号)
 - (3) 彦根市地域安全活動推進事業補助金交付要綱(平成13年彦根市告示第62号)

付 則(平成20年4月1日告示第71号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成24年4月25日告示第103号)

この告示は、平成24年4月25日から施行し、改正後の彦根市まちづくり推進事業総合補助金交付要綱の規定は、平成24年度の予算に係る補助金から適用する。

付 則(平成25年4月1日告示第84号) この告示は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成27年3月31日告示第59号)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の彦根市まちづくり推進事業総合補助金交付要綱の規定は、平成27年度 以後の年度の予算に係る補助金について適用し、平成26年度以前の年度の予算に 係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式(以下「旧様式」という。) により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす ことができる。
- 4 この告示の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、所要 の調整をして使用することができる。

付 則(平成28年3月28日告示第61号)

- 1 この告示は、平成28年3月28日から施行する。
- 2 改正後の彦根市まちづくり推進事業総合補助金交付要綱の規定は、平成28年度 以後の年度の予算に係る補助金について適用し、平成27年度以前の年度の予算に 係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式(以下「旧様式」という。) により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす ことができる。
- 4 この告示の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則(平成29年4月1日告示第107号)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の彦根市まちづくり推進事業総合補助金交付要綱の規定は、平成29年度 以後の年度の予算に係る補助金について適用し、平成28年度以前の年度の予算に 係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式(以下「旧様式」という。) により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす ことができる。
- 4 この告示の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、所要 の調整をして使用することができる。

付 則(平成30年3月30日告示第73号)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 改正後の彦根市まちづくり推進事業総合補助金交付要綱の規定は、平成30年度 以後の年度分の予算に係る補助金について適用し、平成29年度以前の年度分の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式(以下「旧様式」という。) により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす ことができる。
- 4 この告示の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則(令和元年6月19日告示第27号の4)

- 1 この告示は、令和元年6月19日から施行する。
- 2 改正後の彦根市まちづくり推進事業総合補助金交付要綱の規定は、令和元年度 以後の年度の予算に係る補助金について適用し、平成30年度以前の年度の予算に 係る補助金については、なお従前の例による。

付 則(令和2年5月15日告示第124号の2)

- 1 この告示は、令和2年5月15日から施行する。
- 2 改正後の彦根市まちづくり推進事業総合補助金交付要綱の規定は、令和2年度以後の年度の予算に係る補助金について適用し、令和元年度以前の年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

付 則(令和3年4月1日告示第153号)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の彦根市まちづくり推進事業総合補助金交付要綱の規定は、令和3年度以後の年度の予算に係る補助金について適用し、令和2年度以前の年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

付 則(令和3年12月1日告示第264号)抄

1 この告示は、令和3年12月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

1	<u> 农用工用3末用作/</u>					
	補助対象事業	事業の内容				
	1 コミュニティ活動推進事業	会等の活動の とよるし、 ただしるし、 ただは年度	力対象事業は、補助対象テーマ1から4までに ごとに原則として1自治会等につき1項目に限 補助対象テーマ5にあっては1施設につき1回に			
		補助対象 テーマ	項目	補助対象設備等 		
		1 美しく、 住みよい地 域環境をつ くるために	(1) 小さな緑地づく りの推進(市の木など の植樹) (2) 花づくり運動の 推進(花壇の設置…市 の花等)	(1) 苗木、原材料等 (2) フラワーポット、苗、ブロック、花 壇表示板、原材料等 (3) 溝ぶた揚げ機、 草刈機、一輪車等		

化を学びコミュニケー	設置 (1) 聞連絡 (2)		や象徴になるように建 造するための資材等 (5) 掲示板、案内板 等 (1) 印刷機、複写 機、紙折り機、パソコ ン、デジタルカメラ、
3 健やかな 心と体で活 気ある地域 をつくるた めに	等(2) 実(3) エス、	カロム大会等の	(1) スポーツ用具、 テント、放送設備、祭 りに係る太鼓等の事業 の実施に直接必要な備 品(消耗品を除く。)、
4 安心・安 全な地域を つくるため に	舗よ所難る利装び施場上便	AEDの設定 のとうのというでは、 のとうのでは、 のというでは、 をいるのでは、 をいるのでは、 をいるのでは、 をいるのでは、 をいるのでは、 ではいるのでは、 はいるでは、 はいるでは、 はいるでは、 はいな、 はいるでは、 はいるでは、 はいるでは、 はいな、 はいな、 はいるでは、 はいるでは、 はいな、	(2) 防犯カメラおよ びその附属品 (3) 感染症対策用物 品(1の項から3の項ま
5 つどい・ ふれあいと 地域の絆を 深めるため に	のがメものお園自お広遊設一の根よを治よく	なびとは なびとは ないとは ないとれた ないとれた ないと ないと ないと はいしまります。 はいは はいと はいと はいと はいと はいと はいと はいと	備 (2) 駐車場の舗装 (3) 花壇、休憩所、 倉庫、便所、フェン ス、門扉、車止め、遊 具、水飲み場、時計塔 等の修繕または更新 (4) 側溝および排水 路の修繕 (5) (1)から(4)まで

険加入事業	することを目的として	性化と地域社会の健全な発展を推進 、自らの活動における事故等の損害 等が年間を通じた保険に加入するも	
	補助の対象となる保険		
		における事故等について年間を通じで、次の各号のいずれかに該当する	
	(1) 当該保険の契約期 し、かつ、補助金の交 (2) 当該保険の契約期	期間の開始する日が、当該年度に属 付の申請日以後であるもの 期間の開始する日が、当該年度に属 付の申請日前であるもので、市長が	
3 地域安全活動推 進事業	地域安全の確保を目的として、自治会等が防犯灯の維持 管理と併せて自主的に実施する事業のうち、下表に掲げる もの		
	事業名	事業例	
	1 安全意識の高揚の ための事業	防犯講習会、街頭啓発、広報紙の発 行等	
	2 自主的な安全活動を推進する事業	防犯パトロール、夜回り、通学路・ 公園等の安全点検、有害図書の回 収、街頭指導等	
	3 生活安全に関する 環境を整備する事業	空き地の草刈・空き家の出入禁止等 の適正管理、まちを明るくするため の民家の門灯等の点灯運動等	

別表第2(第3条関係)

J <u>衣第4(第3米</u> 関係)	培田社色甘木類 竺	
補助対象事業	補助対象基本額等	
1 コミュニティ活動推進事業	(補助基本額) 別表第1に掲げる補助対象設備等の整備に要する経費とする。 (補助率) 補助基本額の2分の1とする。 (補助金額) 補助対象テーマ1から3までにあっては30,000円、補助対象テーマ4(1)および(3)にあっては100,000円、補助対象テーマ4(2)にあっては2台を限度とし1台につき100,000円、補助対象テーマ4(4)にあっては500,000円、補助対象テーマ5にあっては500,000円を限度とする。	
2 自治会等活動保険加入事業	(補助基本額) 当該保険に加入する世帯数に164円を乗じた額また は保険料の総支払額のいずれか低い方の額とする。 (補助率) 2分の1とする。	
3 地域安全活動推進事業	(補助基本額) 自治会等が設置した防犯灯の維持管理に要する経費で、次の(1)から(3)までにより計算された額の合計額とする。 この場合において、防犯灯の基数は関西電力株式会社が自治会等に発行した申請年度の5月(以下この表において「基準月」という。)請求分の電気料金請求内訳書(以下この表において「請求書」という。)に記載された公衆街路灯の口数(以下この表において「防犯灯合計数」という。)を基準とし、月額単価は	

関西電力株式会社が自治会等に発行した基準月請求 分の請求書に記載された請求額とする。

- (1) 請求書に記載された10ワット以下の防犯灯の基数に、基準月における10ワット以下の防犯灯に係る1灯当たりの月額単価を乗じた額にさらに12を乗じた額
- (2) 請求書に記載された10ワットを超え20ワット以下の防犯灯の基数に、基準月における10ワットを超え20ワット以下の防犯灯に係る1灯当たりの月額単価を乗じた額にさらに12を乗じた額
- (3) 請求書に記載された防犯灯合計数から10ワット以下の防犯灯および10ワットを超え20ワット以下の防犯灯の基数を除いた数に、基準月における20ワットを超え40ワット以下の防犯灯に係る1灯当たりの月額単価を乗じた額にさらに12を乗じた額(補助率)

10分の10とする。

別記様式第1号(第4条関係)

彦根市まちづくり推進事業総合補助金交付申請書

「別紙参照]

別紙1

[別紙参照]

別紙2

[別紙参照]

別紙3

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

彦根市まちづくり推進事業総合補助金交付決定通知書 「別紙参照】

様式第3号(第6条関係)

彦根市まちづくり推進事業総合補助金事業(変更・中止・廃止)申請書 [別紙参照]

様式第4号(第7条関係)

彦根市まちづくり推進事業総合補助金実績報告書

[別紙参照]

別紙4

[別紙参照]

別紙5

「別紙参照]

別紙6

「別紙参照]

様式第5号(第8条関係)

彦根市まちづくり推進事業総合補助金確定通知書 「別紙参照】

様式第6号(第9条関係)

彦根市まちづくり推進事業総合補助金交付請求書 [別紙参照]

様式第7号(第10条関係)

彦根市まちづくり推進事業総合補助金概算払交付申請書 [別紙参照]

様式第8号(第11条関係)

彦根市まちづくり推進事業総合補助金概算払確定通知書 [別紙参照]

様式第9号(第12条関係)

彦根市まちづくり推進事業総合補助金概算払交付請求書 [別紙参照]